新　旧　対　照　表

新	旧
高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱	**高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱**
第１条　略	第１条　略
（補助目的） 第２条　県は、地域と市町村とが一体となって行う、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入、維持若しくは貨客混載の導入の支援又は地域住民の生活を支える鉄軌道及び路線バス（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者に限る。）の維持及び確保に必要となる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。	（補助目的） 第２条　県は、地域と市町村とが一体となって行う、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入若しくは維持又は貨客混載の導入を支援するため、別表第１に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
（補助対象事業、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費及び補助率） 第３条　補助対象事業、補助事業者、補助事業の実施主体、補助対象経費及び補助率については別表第１に定めるとおりとする。ただし、同表の（３）２、（５）を除き、算出された交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。	（補助対象事業） 第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。 （１）移動手段確保支援事業 地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入若しくは維持に必要なハード事業又はソフト事業 （２）貨客混載推進事業 貨客混載の導入に必要なハード事業又はソフト事業
２　略	２　略 （補助対象経費等） 第４条　補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率等は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、同表の（１）エを除き、算出された交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

新	旧
（補助金の交付の申請） 第４条　補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業ごとに別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。 ２　前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。	（補助金の交付の申請） 第５条　補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業ごとに別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。 ２　前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。
（補助金の交付の決定） 第５条　知事は、前条第１項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者又は間接補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。 ２　知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。	（補助金の交付の決定） 第６条　知事は、前条第１項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもの又は間接補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。 ２　知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

新	旧
（補助の条件） 第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表第１に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。 （１）補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。 （２）補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。 （３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。 （第 14 条２項に移行） （第 14 条３項に移行） （４）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。	（補助の条件） 第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、市町村等が別表第１に掲げる事業実施主体に補助金を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。 （１）補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。 （２）補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。 （３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。 （４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。 （５）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。 （６）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

新	旧
（５）間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。	（７）間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。
（補助事業の着手） 第７条　補助事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。	（補助事業の着手） 第８条　補助事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。
（補助事業の重要な変更、中止及び廃止） 第８条　補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。 （１）補助事業の実施主体の変更 （２）補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止 （３）補助事業の施行箇所の変更 （４）補助事業の完了年月日の延期 （５）補助金額の増額 （６）補助金の交付決定額に対して 20 パーセントを超える補助金額の減額の変更。 （７）前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更	（補助事業の重要な変更、中止及び廃止） 第９条　補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。 （１）補助事業の実施主体の変更 （２）補助事業の新設、全部若しくは一部の中止又は廃止 （３）補助事業の施行箇所の変更 （４）補助金額の増額 （５）補助金の交付決定額に対して 20 パーセントを超える補助金の減額又は 200 万円以上の減額の変更。ただし、移動手段確保支援事業における自家用有償旅客運送運転者資格取得講習会の受講料に係る補助金の減額を除く。 （６）前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更
２　知事は、前項の規定により変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。 ３　知事は、第１項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付すことができる。	２　知事は、前項の規定により変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。 ３　知事は、第１項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付すことができる。

新	旧
（補助金の概算払の請求） 第９条　補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第２号様式の２による概算払請求書を知事に提出しなければならない。	（新設）
第 10 条 略	第 10 条 略
（実績報告等） 第 11 条　補助事業者は、補助事業が完了した場合（第８条第１項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第４号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の翌年度の４月 10 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。	（実績報告等） 第 11 条　補助事業者は、補助事業が完了した場合（第９条第１項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第４号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。
２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （１）別表第１に定める市町村等が補助事業の実施主体の場合 ア　工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し イ　完了検査調書の写し又は補助事業の完了を確認することができる書類 ウ　工事出来高設計書（ハード事業に限る。） エ　完成写真（ハード事業に限り、必要最小限の枚数で施行前及び施行後を対比することができること。）又は取得し	（新設）

新	旧
た備品（車両等）の写真 オ　平面図（ハード事業に限り、建物の場合は、立面図も添えること。） カ　試行又は実証運行の成果に係る報告書 キ　経費の支払い状況が分かる会計書類の写し又はこれに類する書類 ク　車検証の写し（車両を購入した場合に限る。） ケ　アからクまでに掲げるもののほか、実施した事業の内容が分かる資料 （２）前号に掲げる場合以外の場合 ア　（１）のアからクまでに掲げる書類 イ　市町村等の補助金交付決定通知の写し ウ　市町村等の補助金検査調書の写し エ　アからウまでに掲げるもののほか、実施した補助事業の内容が分かる資料	
３　補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第５号様式による年度終了実績報告書を当該年度の３月31日までに知事に提出しなければならない。 ４　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第１項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 ５　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第１項の補助金実績報告書又は第３項の年度終了実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第６号様式による消費税仕入控除税額等報	２　補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第５号様式による年度終了実績報告書を当該年度の３月31日までに知事に提出しなければならない。 ３　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第１項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 ４　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第１項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第６号様式による消費税仕入控除税額等報

新	旧
告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。 （補助金の額の確定及び補助金の交付） 第 12 条 1 項　略 2　知事は、前条第 3 項の規定により年度終了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る当該報告時点における補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。 3　第 1 項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第 5 条の規定により通知した補助金の交付決定額（第 8 条の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。 第 13 条　略 （削除）	告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。 （補助金の額の確定及び補助金の交付） 第 12 条　1 項略 2　知事は、前条第 2 項の規定により年度終了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る当該報告時点における補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。 3　第 1 項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第 6 条の規定により通知した補助金の交付決定額（第 9 条の規定による承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。 第 13 条　略 （事業成果のフォローアップ） 第 14 条　補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 3 年間補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

新	旧
（財産の処分の制限） 第14条　取得財産等のうち、規則第19条第１項第２号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等とする。 ２　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。 ３　前項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。 ４　事業実施主体は、施設財産等について、別記第７号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。 ５　補助事業者は、当該年度に施設財産等があるときは、第 11 条の補助金実績報告書に別記第８号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。	（新設）
第 15 条～第 17 条　略	第 15 条～第 17 条　略
（附　則） １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年３月 30 日から施行する。 ２　第５条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 ３　この要綱は、令和 10 年５月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第１号及び第３号から第５号まで、第 10 条、第 11 条第４項、第 13 条、第 14 条並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	（附　則） １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年３月 30 日から施行する。 ２　第５条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 ３　この要綱は、令和８年５月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第７条第１号及び第３号から第５号まで、第 10 条、第 11 条第４項、第 13 条、第 14 条並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

新	旧
（附　則） 　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 （附　則） １　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年３月 22 日から施行する。 ２　第５条第１項、第 10 条第２項及び第 11 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 （附　則） １　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年３月 24 日から施行する。 ２　第４条第１項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。	（附　則） 　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 （附　則） １　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年３月 22 日から施行する。 ２　第５条第１項、第 10 条第２項及び第 11 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 （新設）

新

別表第１（第２条、３条関係）

補助対象事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費
（１）利用環境高度化促進事業	市町村、一部事務組合、広域連合、県内に本社を有する公共交通事業者及び株式会社ですか（※１）	市町村、一部事務組合、広域連合、県内に本社を有する公共交通事業者及び株式会社ですか	ア　多言語パンフレット作成等の利用案内環境の整備及びバス車両等の無料公衆無線ＬＡＮ環境整備に要する経費（※２）
			イ　ＩＣカード「ですか」、バスロケーションシステムの導入及びバス待合所等への設置に必要な初期費用に要する経費
			ウ　ＩＣカード「ですか」の維持に必要なサーバ及び事務所端末の更新に要する経費
（２）施設改良整備事業	市町村、市町村が組織する地域の公共交通に関する協議会、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という）	市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者、県内に路線を有する公共交通事業者、ＮＰＯ法人、公益法人、地方自治法第260条の２第７項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会、市町村が認める団体等 （貨客混載に係るもの） 上記に加え、貨物運送事業者、旅客運送事業者	運行（実証運行を含む。）に必要な車両の取得、改造又はラッピング（軌道を除く）、駅舎及びバス停等の整備及び改良、冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ） （貨客混載に係るもの） 上記に加え、保管施設、設備整備（冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等）又は備品購入費（コンテナ、運搬台車等）

旧

別表第１（第２条、第４条関係）

事業名	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担
（１）移動手段確保支援事業	ア　仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の移動手段確保のための調査、地域公共交通計画等の策定、広報等による利用促進活動等	・地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等） ・地域公共交通計画等の策定に必要な経費（委託料等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費）	市町村、市町村が組織する地域の公共交通に関する協議会、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	・市町村等 ・市町村が委託等を行う交通事業者 ・ＮＰＯ法人、公益法人、地方自治法第260条の２第７項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会 ・市町村が認める団体等	２分の１以内	負担を要する（注）
	イ　新たな取組の実証運行に要する経費 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等による運行費又は運行委託料	・運行に係る経費（人件費、通信費、交通事業者への委託料、補助金等）				
	ウ　運行に必要な車両等に要する経費 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等の運行に必要な車両の購入又は改造、待合所の整備等	・運行（実証運行を含む。）に必要な車両の 購入又は改造 ・車両のラッピング ・乗降場所の整備 ・冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ）				
	エ　自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送、セダン等）運転者講習の受講料のうち受講者負担分を除いた額	・認定事業者が国土交通大臣に届け出ている受講料から、受講者負担分（5,000円に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額）を除いた額	国土交通大臣認定事業者		定額	

新

（３）移動手段確保・維持事業（※4）	市町村等	１　市町村等、市町村が委託等を行う交通事業者、ＮＰＯ法人、公益法人、地方自治法第 260 条の２第７項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会、市町村が認める団体等 （貨客混載に係るもの） 上記に加え、貨物運送事業者、旅客運送事業者	ア　地域の移動手段の確保のための調査に要する経費 （地域の移動手段確保・貨客混載推進のための調査） イ　新たな取組の実証運行に要する経費 （自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送・貨客混載等による運行費又は運行委託料） ウ　利用促進又は生産性の向上のための取組に要する経費 （地域公共交通計画等に基づく利用促進）
	市町村等及び公共交通事業者	２　市町村、一部事務組合、地域の交通に関する協議会及び公共交通事業者	エ　地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス実施計画等の策定等に要する経費
	県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会	３　県が設置する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会	左記の事業に要する経費

旧

（２）貨客混載推進事業	ア　仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等	・地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等） ・地域公共交通計画等の策定に必要な経費（委託料等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費）	市町村等	・市町村等 ・貨物運送事業者 ・旅客運送事業者 ・ＮＰＯ法人、公益法人、地方自治法第260条の２第７項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会 ・市町村が認める団体等	２分の１以内	負担を要する（注）
	イ　新たな取組の実証運行に要する経費 貨客混載による運行費又は運行委託料	・運行に係る経費（人件費、通信費、事業者への委託料、補助金、保管施設リース料等）				
	ウ　運行に必要な車両等に要する経費 貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品等の購入に要する経費	・運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造 ・車両のラッピング ・保管施設・設備整備（冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等）又は備品購入費（コンテナ、運搬台車等） ・冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ）				

（注）　補助事業者の負担割合については、特に定めない。

新	旧

（4）バリアフリー対策事業	市町村、一部事務組合、広域連合及び公共交通事業者	市町村、一部事務組合、広域連合及び県内に路線を有する公共交通事業者	高齢者や障害のある方などにも利用しやすい環境とする整備等に要する経費 （バリアフリー化したバス待合所整備、バス電動補助ステップ整備等）
（5）運転手確保対策事業	国土交通大臣認定事業者	国土交通大臣認定事業者	自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送、セダン等）運転者講習の受講料のうち受講者負担分を除いた額に要する経費（※5）

※1「公共交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者とする。

※2（1）アの事業における多言語表記については、日本語表記版の作成等費用も補助対象経費に含まれるものとする。

※3　1事業に対する補助上限額は1,000万円とする。複数の申請者が協調して実施する事業であっても当該事業の補助上限額は1,000万円とする

車両更新を行う場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した車両を対象とする。

※4　移動手段確保・維持事業には、地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等、貨客混載による運行費又は運行委託料、貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品等の購入に要する経費も対象とする。

イ　新たな取組の実証運行にあっては、運行内容（運行地域、運行頻度、運行形態等）を同じくするものについて、運行期間を最長12月間（年度を越えた期間も可）1回のみとし、期間中の利用状況や利用者の満足度等を調査したうえでの、運行内容の検証の実施も含めた実証運行を補助対象とする。なお、実証期間中に運賃を徴収する場合は、当該運賃収入を補助対象経費から除くこととする。

エ　地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定にあたっては補助率を4分の1以内とする。なお、国補助金の内示割れがない場合は、県補助金の対象としない。

※5　県内在住者に対する講習会に限る。なお、県内在住者と県外在住者合同の講習会を妨げるものではない。

新	旧
※補助対象外経費 ア　用地取得又は補償に要する経費 イ　用地測量、補償物件調査等の業務委託に要する経費 ウ　食糧費に要する経費 エ　公課費（自動車税、環境性能割及び自動車重量税等）に要する経費 オ　車両及び付随する備品に係る修繕費 カ　既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費 （ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。） キ　再資源化預託金等（リサイクル料） ク　その他補助することが適当と認められない経費	

新	旧
別表第２（第５条、第６条、第 13 条関係） 1　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 2　暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。 3　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 4　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 5　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 6　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 7　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。 8　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 9　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	別表第２（第６条、第７条、第 13 条関係） 1　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 2　暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。 3　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 4　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 5　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 6　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 7　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。 8　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 9　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新	旧
別記 第１号様式（第４条関係） 第　　号 令和　　年　月　　日 高知県知事　　様 所在地 氏名又は名称 市町村長以外の申請は「生年月日」を記載 令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金交付申請書 令和　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金　　円の交付を申請します。 記 １　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。） □利用環境高度化促進事業 □施設改良整備事業 □移動手段確保・維持事業 □バリアフリー対策事業 □運転手確保対策事業 ２　事業内容 ３　事業着手予定年月日 ４　事業完了予定年月日 担当部署： 担当者職氏名： 電話番号： FAX 番号： E メール： ※積算根拠、事業概要が分かる資料を添付すること	別記 第１号様式（第５条関係） 第　　号 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　様 市町村長 （代表者名　　） 所在地 （生年月日　　） 令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金交付申請書 令和　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、補助金　　円の交付を申請します。 記 １　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。） □移動手段確保支援事業 □貨客混載推進事業 ２　事業内容 担当部署： 担当者職氏名： 電話番号： FAX 番号： E メール： （注１）申請者が市町村等の場合、生年月日の記入は省略可 （注２）県税の滞納がないことを証する証明書 又は 県税完納情報の提供に係る同意書（※１）及び本人確認書類の写し（※２）

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新	旧
	※１：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第４号様式。 ※２：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

5　収支予算

（1）収入の部　　（単位：円）

区　　分	予　算　額	備　　考
県　補　助　金		
一　般　財　源		
地　　方　　債		
そ　　の　　他		
計		

（注）「地方債」の「備考」欄には、地方債の種類を記入してください。

（2）支出の部　　（単位：円）

区　　分 （節別区分）	予　算　額	積　　算　　根　　拠	備　　考
計			

予算議決日（又は議決予定日）	令和　　年　　月　　日（予定）

旧

3　収支予算

（1）収入の部　　（単位：円）

区　　分	予　算　額	備　　考
県　補　助　金		
一　般　財　源		
地　　方　　債		
そ　　の　　他		
計		

（注）「地方債」の「備考」欄には、地方債の種類を記入してください。

（2）支出の部　　（単位：円）

区　　分 （節別区分）	予　算　額	積　　算　　根　　拠	備　　考
計			

予算議決日（又は議決予定日）	令和　　年　　月　　日（予定）

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

6　事業実施計画

（単位：円）

事　業　名	事　業　概　要	事業実施主　体	施行箇所	着手年月日 完了年月日 （予定）	総事業費	補助対象経　費	財　源　内　訳				その他の経　費	備　考
							県補助金	一般財源	地方債	その他		
計												

添付書類：設計書等積算根拠となる資料

：事業の概要が分かる資料（例：実証運行に係る事業の場合は、運行地域、運行期間、運行車両等）

本県において県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※１）及び本人確認書類の写し（※２）

※１：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第４号様式。

※２：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

旧

4　事業実施計画

（単位：円）

事　業　名	事　業　概　要	事業実施主　体	施行箇所	着手（予定） 年月日 完了予定年月日	総事業費	補助対象経　費	補助対象経費の財源内訳				補助対象外経費	備　考
							県補助金	一般財源	地方債	その他		
計												

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

7　事業実施計画書

事業区分	(別表から事業区分を記載してください)	市町村等名 (補助事業者名)	
事業名			
実施箇所		事業実施主体名	

現状・課題

(例)
- 地域の移動手段・物流確保における現状又は課題等

事業目的・効果

(例)
- 課題を解決するために、どのような仕組みづくりが必要なのか（ねらい）
- 仕組みの実施により、どういう効果が期待できるか　等

事業内容

(例)
- 仕組みづくりの具体的な取組
- 仕組みを維持・継続する取組　等
- 実施箇所

その他

(例)
- 住民の主体的な取組や市町村の支援策
- 適用される法規制、諸条件等（道路運送法等）
- 事業実施のための関係者の合意形成状況又は地域の推進体制　等

旧

5　事業実施計画書

事業区分	(1) 移動手段確保支援事業 (2) 貨客混載推進事業 (該当するものを〇で囲んでください。)	市町村等名	
事業名			
実施箇所		事業実施主体名	

地域の現状・課題

(例)
- 地域の移動手段・物流確保における現状又は課題等

事業目的・効果

(例)
- 課題を解決するために、どのような仕組みづくりが必要なのか（ねらい）
- 仕組みの実施により、どういう効果が期待できるか　等

事業内容

(例)
- 仕組みづくりの具体的な取組
- 仕組みを維持・継続する取組　等
- 実施箇所

その他

(例)
- 住民の主体的な取組や市町村の支援策
- 適用される法規制、諸条件等（道路運送法等）
- 事業実施のための関係者の合意形成状況又は地域の推進体制　等

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

第２号様式（第８条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

所在地
氏名又は名称

令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号ほか　件で（変更）交付の決定がありました補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により申請します。

記

１　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
□利用環境高度化促進事業
□施設改良整備事業
□移動手段確保・維持事業
□バリアフリー対策事業
□運転手確保対策事業

２　変更（中止・廃止）の理由

３　変更（中止・廃止）の内容

４　補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

担当部署：
担当者職氏名：
電話番号：
FAX 番号：
E メール：

旧

第２号様式（第９条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

市町村長
（代表者名　　）

令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で補助金の（変更）交付の決定がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により申請します。

記

１　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
□移動手段確保支援事業
□貨客混載推進事業

２　変更（中止・廃止）の理由

３　変更（中止・廃止）の内容

４　補助金変更申請額（交付金額を変更しない場合は、記入不要とします。）

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

担当部署：
担当者職氏名：
電話番号：
FAX 番号：
E メール：

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

5　略

6　事業変更計画

（単位：円）

事　業　名	事　業　概　要	事業実施主　体	施行箇所	着手年月日 完了年月日 （予定）	総事業費	補助対象経　費	財　源　内　訳				その他の経　費	備　考
							県補助金	一般財源	地方債	その他		
計												

（注）変更前を上段に括弧書きで記入してください。

添付書類：設計書等算定根拠となる資料（既に提出している場合は、不要とします。）

旧

5　略

6　事業変更計画

（単位：円）

事　業　名	事　業　概　要	事業実施主　体	施行箇所	着手（予定） 年月日 完了予定年月日	総事業費	補助対象経　費	補助対象経費の財源内訳				補助対象外経費	備　考
							県補助金	一般財源	地方債	その他		
計												

（注）変更前を上段に括弧書きで記入してください。

添付書類：変更設計書等算定根拠となる資料（既に提出している場合は、不要とします。）

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

7　変更実施計画書

事業区分	別表から事業区分を記載してください。	市町村等名 （補助事業者名）	
事業名			
実施箇所		事業実施主体名	
変更の理由			
変更の内容			

旧

7　変更実施計画書

事業区分	(1) 移動手段確保支援事業 (2) 貨客混載推進事業 （該当するものを〇で囲んでください。）	市町村等名	
事業名			
実施箇所		事業実施主体名	
変更の理由			
変更の内容			

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新	旧
第２号様式の２（第９条関係） 概　算　払　請　求　書 金　　円也 上記のとおり令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金（交付決定通知番号第　　号）を概算交付されるよう、請求します。 記 補助金交付決定額　金　　円 既交付額　　金　　円 今回請求額　　金　　円 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　様 住　　所 氏名又は名称 生年月日	（新設）

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新	旧
第３号様式（第 10 条関係） 第　　号 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　様 所在地 氏名又は名称 令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金繰越承認申請書 令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号ほか　件で（変更）交付の決定がありました補助金につきまして、別紙理由書に記載した理由により年度内の完了が困難になりましたので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 10 条第２項の規定により、繰越の承認を申請します。 記 １　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。） □利用環境高度化促進事業 □施設改良整備事業 □移動手段確保・維持事業 □バリアフリー対策事業 □運転手確保対策事業 ２　補助金交付決定額等 （1）補助金交付決定額　　円 （2）繰　　越　　額　　円 ３　内容及び工程 ４　事業実施期間 （1）変更前　令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （2）変更後　令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 担当部署： 担当者職氏名： 電話番号： FAX 番号： E メール：	第３号様式（第 10 条関係） 第　　号 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　様 市町村長 （代表者名　　） 令和　　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金繰越承認申請書 令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で（変更）交付の決定がありました高知県地域公共交通支援事業費補助金について、別紙理由書に記載した理由により年度内の完了が困難となりましたので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 10 条第２項の規定により、繰越の承認を申請します。 記 １　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。） □移動手段確保支援事業 □貨客混載推進事業 ２　補助金交付決定額等 （1）補 助 金 交 付 決 定 額　　円 （2）繰　　越　　額　　円 ３ 内容及び工程 ４ 事業実施期間 （1）変更前　令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （2）変更後　令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 担当部署： 担当者職氏名： 電話番号： FAX 番号： E メール：

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新	旧
第４号様式（第 11 条関係） 第　　号 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　様 所在地 氏名又は名称 令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金実績報告書 令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号ほか　件で（変更）交付の決定がありました高知県地域公共交通支援事業費補助金に係る事業を実施しましたので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 11 条第１項の規定により、その実績を報告します。 記 １　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。） □利用環境高度化促進事業 □施設改良整備事業 □移動手段確保・維持事業 □バリアフリー対策事業 □運転手確保対策事業 ２　事業の成果 ３　事業完了年月日 ※補助金交付要綱第 11 条２項記載の資料を添付すること 担当部署： 担当者職氏名： 電話番号： FAX 番号： E メール：	第４号様式（第 11 条関係） 第　　号 令和　　年　　月　　日 高知県知事　　様 市町村長 （代表者名　　） 令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金実績報告書 令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で（変更）交付の決定がありました高知県地域公共交通支援事業費補助金に係る事業を実施しましたので、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 11 条第１項の規定により、その実績を報告します。 記 １　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。） □移動手段確保支援事業 □貨客混載推進事業 ２　事業の成果 ３　事業実施後の課題、改善点、法令等の規制緩和の要望 ４　事業完了年月日 担当部署： 担当者職氏名： 電話番号： FAX 番号： E メール：

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

4　収支決算（見込み）

（1）　収入の部　（単位：円）

区　　分	決算（見込）額	備　　考
県　補　助　金		
一　般　財　源		
地　　方　　債		
そ　　の　　他		
計		

（注）「地方債」の「備考」欄には、地方債の種類を記入してください。

（2）支出の部　（単位：円）

区　　分 （節別区分）	決算（見込）額	積　　算　　根　　拠	備　　考
計			

予算議決日（又は議決予定日）	令和　　年　　月　　日（予定）

（注）変更前を上段に括弧書きで記入してください。

旧

5　収支決算（見込み）

（1）収入の部　（単位：円）

区　　分	決算（見込）額	備　　考
県　補　助　金		
一　般　財　源		
地　　方　　債		
そ　　の　　他		
計		

（注）「地方債」の「備考」欄には、地方債の種類を記入してください。

（2）支出の部　（単位：円）

区　　分 （節別区分）	決算（見込）額	積　　算　　根　　拠	備　　考
計			

（注）上段に括弧書きで交付の決定の内容を記入してください。

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

5　事業実績

（単位：円）

事　業　名	事　業　概　要	事業実施主　体	施行箇所	着手年月日 完了年月日	総事業費	補助対象経　費	財　源　内　訳				その他の経　費	備　考
							県補助金	一般財源	地方債	その他		
計												

（注）上段に括弧書きで交付の決定の内容を記入してください。

旧

6　事業実績

（単位：円）

事　業　名	事　業　概　要	事業実施主　体	施行箇所	着手年月日 完了年月日	総事業費	補助対象経　費	補助対象経費の財源内訳				補助対象外経費	備　考
							県補助金	一般財源	地方債	その他		
計												

（注）上段に括弧書きで交付の決定の内容を記入してください。

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

第５号様式（第 11 条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

所在地
氏名又は名称

令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金年度終了実績報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業の年度終了実績について、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 11 条第３項の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

記

１　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
□利用環境高度化促進事業
□施設改良整備事業
□移動手段確保・維持事業
□バリアフリー対策事業
□運転手確保対策事業

２　補助金交付（変更）決定額　　金　　円

３　補助金年度終了実績額　　金　　円

（単位：円）

交付（変更）決定額 (A)	年度終了実績額 (B)	繰越額 (C)	差引き額 (A)－(B)－(C)

（単位：円）

年度終了実績額 (B)	概算払受領済額 (D)	精算請求額 (B)－(D)

４　添付書類
（１）年度実績内訳書（別紙）
（２）完了した事業については、完了を確認することができる書類
（３）（１）及び（２）に掲げる書類のほか、参考となる書類

旧

第５号様式（第 11 条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

市町村長
（代表者名　　）

令和　　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金年度終了実績報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業の年度終了実績について、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 11 条第２項の規定により、別紙関係書類を添えて報告します。

記

１　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
□移動手段確保支援事業
□貨客混載推進事業

２　補助金交付（変更）決定額　　金　　円

３　補助金年度終了実績額　　金　　円

（単位：円）

交付（変更）決定額 (A)	年度終了実績額 (B)	繰越額 (C)	差引き額 (A)-(B)-(C)

（単位：円）

年度終了実績額 (B)	概算払受領済額 (D)	精算請求額 (B)-(D)

４　添付書類
（１）年度実績内訳書（別紙）
（２）完了した事業については、完了を確認することができる書類
（３）（１）及び（２）に掲げる書類のほか、参考となる書類

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

第５号様式別紙　略

第６号様式（第 11 条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

氏名又は名称
（代表者名　　）

令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号ほか　件で（変更）交付の決定がありました補助金について、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 11 条第５項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
□利用環境高度化促進事業
□施設改良整備事業
□移動手段確保・維持事業
□バリアフリー対策事業
□運転手確保対策事業

２　内　　容

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 11 条第１項又は第３項の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	（a）　円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	（b）　円
補助金返還相当額	（b）－（a）　円

（注）事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

旧

第５号様式別紙　略

第６号様式（第 11 条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

市町村長
（代表者名　　）

令和　年度高知県地域公共交通支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で（変更）交付の決定がありました補助金について、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 11 条第４項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
□移動手段確保支援事業
□貨客混載推進事業

２　内　　容

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱第 12 条第１項又は第２項の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	（a）　円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	（b）　円
補助金返還相当額	（b）－（a）　円

（注）事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新	旧
第７号様式（第14条関係） 取得財産等管理台帳（　　年度） 補助金名：高知県地域公共交通支援事業費補助金 事業名：	（新設）

区　分 財産名	財産を取得した者	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	耐用年数	県補助率	備　考
				円	円					

（注）１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとします。
２　事業名は、補助金交付申請を行った事業名称を記入してください。
３　数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。
４　取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
５　耐用年数は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を記入してください。
６　施設財産等を取得した者と使用者とが異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

新　旧　対　照　表

高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱

新

第８号様式（第14条関係）

取得財産等管理台帳（　　年度）

補助金名：高知県地域公共交通支援事業費補助金

事業名：

区　分 財産名	財産を取得した者	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	耐用年数	県補助率	備　考
				円	円					

（注）１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとします。
２　事業名は、補助金交付申請を行った事業名称を記入してください。
３　数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。
４　取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
５　耐用年数は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を記入してください。
６　施設財産等を取得した者と使用者とが異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

旧

（新設）